

# 中小企業大学校講座受講助成金交付要綱

一般社団法人愛知県トラック協会

(目的)

## 第1条

この要綱は、一般社団法人愛知県トラック協会（以下「愛ト協」という。）が会員事業者（以下「会員」という。）に、中小企業大学校の経営戦略講座等の受講を促進させるため、受講料の一部を助成することにより、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的とする。

(受講対象者)

## 第2条

愛ト協の会員である法定中小企業者（資本金 3 億円以下又は常備従業員 300 人以下）の経営者、後継者及び管理者とし県内事業所に在籍する者とする。

なお、会員中小企業者をもって構成されるトラック運送事業に係る共同組織の経営者、管理者も対象とする。

2 申請受講の上限は、1 事業者 10 講座までとする。

(助成対象期間)

## 第3条

助成対象期間は、全ト協が別に定める公募期間とする。

2 対象期間内であっても予算枠に達した場合は、打ち切ることがある。

(対象校)

## 第4条

全国に 9 ヶ所ある、国の人材育成機関である中小企業大学校のうち、瀬戸校及び WEB 校 (WEBee Campus)（下線以下「対象校」という。）を 対象とする。

(対象講座)

## 第5条

対象となる講座は対象校が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座

(6) その他物流事業に関わる講座

(受講内容等の通知)

第 5 条

愛ト協は、全ト協から通知された対象校が計画した講座のうち、対象となる講座の内容及び開催スケジュール等を会員へ通知する。

(制度利用の申込)

第 6 条

この制度により受講しようとする会員は、事前に「中小企業大学校短期講座受講促進制度 利用申込書」(様式 1) を愛ト協へ提出し、申込みものとする。

(受講の承認)

第 7 条

愛ト協は、会員から提出された制度利用申込書を審査して受講予定者を決定し、『『中小企業大学校短期講座受講促進制度』の利用による講座受講承認書』(様式 2) により当該会員の受講を承認するものとする。

(受講申込みの手続き)

第 8 条

愛ト協から受講を承認された会員は、対象校に受講申込手続きを行い、受講料全額を直接納入する。

(受講修了報告書等の提出)

第 9 条

「受講修了証書」を交付された会員は、全ト協実施要綱第 9 条 1 項に基づき、「受講修了証書」の写し及び「振込金受取書等」の写しを添付した「中小企業大学校短期講座受講促進制度の利用による講座受講料負担金申請書」(様式 3) を助成対象期間内までに愛ト協へ提出するものとする。

(受講料の負担)

第 10 条

受講料の負担割合は、次のとおりとする。

(1) 全ト協 1/3

(2) 愛ト協 2/3

2 愛ト協負担額の算出については、受講料から全ト協負担額(受講料の 3 分の 1 (百円未満切り上げ))を差引いた額とする。

(受講料負担金の支払)

#### 第 11 条

愛ト協は第 9 条による申請を受け、その内容が適当と認める場合は、助成金の支払いを決定する。

(受講予定申込後の変更又は中止の場合)

#### 第 12 条

会員は、愛ト協から受講承認を得た後に申込事項の変更又は受講を中止した場合は、早急に愛ト協へ連絡をする。

(助成金の交付)

#### 第 13 条

本事業による助成は、運輸事業振興助成交付金により行うため、年度内に交付するものとする。

但し、国及び地方自治体等の補助があるときは、その補助額に応じて本助成額を減額することがある。

(助成金の返還等)

#### 第 14 条

愛ト協は、会員が次の各号の何れかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付申請内容に虚偽の記載又は助成金交付に伴う条件に違反したとき
- (2) 本要綱等の規定に違反又はこれらに基づく処分に従わないとき。
- (3) 事業者が愛ト協会員資格を失ったとき。
- (4) 直近までの愛ト協会費が納入期日を超えて未納のとき。

2 愛ト協は、前項の場合において、既に会員へ助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。この場合、愛ト協は、文書をもってその旨を事業者へ通知しなければならない。

3 会員は、第 1 項及び前項の処分に対し、異議の申し立てをすることができず、誠意をもってその義務の履行に努めなければならない。

(事業に関する報告)

#### 第 15 条

愛ト協は、本制度を利用した会員に対し、必要に応じ事業に関する報告を求めることができるものとする。

(雑則)

## 第16条

愛ト協は、本事業の円滑な推進を図るため必要な事項で、本要綱に定めのない問題が生じたときは、組織決定のうえこれを解決するものとする。

2 本要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定める。

(附則)

本要綱は平成6年4月1日から施行する。

要綱の一部改正は、平成21年4月3日から施行する。

本要綱の一部改正は、平成25年4月2日から施行する。

本要綱の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

本要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

本要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

本要綱の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

本要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

本要綱の一部改正は、平成31年3月18日から施行する。

本要綱の一部改正は、令和2年3月24日から施行する。

本要綱の一部改正は、令和3年3月23日から施行する。

本要綱は、令和4年3月22日 常任理事会にて一部変更。

本要綱は、令和5年3月22日 常任理事会にて一部変更

本要綱は、令和6年3月21日 常任理事会にて一部変更。

本要綱は、令和7年3月12日 常任理事会にて一部変更。

本要綱は、令和8年3月18日 常任理事会にて一部変更。